

事 務 連 絡

平成 26 年 3 月 31 日

横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課 御中

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課

第十六改正日本薬局方正誤表の送付について（その 4）

平成 26 年 3 月 25 日付けで厚生労働省医薬食品局審査管理課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

なお、関係団体には別途連絡済みです。

また、別添の事務連絡は神奈川県ホームページの薬務課コンテンツ「かながわの薬事情報」に掲載しております。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4551/>

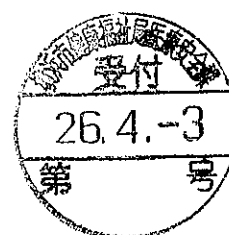
（事務連絡の概要）

第十六改正日本薬局方（平成 23 年厚生労働省告示第 65 号）について一部誤植等があり、正誤表が送付された。

問い合わせ先

生産指導グループ 山崎

電話 (045)210-1111 内線 4976



<連絡先関係団体>

公益社団法人神奈川県薬剤師会

神奈川県製薬協会

神奈川県化粧品工業協会

神奈川県医療機器工業会

神奈川県医薬品卸業協会

社団法人神奈川県医薬品配置協会

社団法人神奈川県医薬品登録販売者協会

事務連絡
平成 26 年 3 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

第十六改正日本薬局方正誤表の送付について（その 4）

第十六改正日本薬局方（平成 23 年厚生労働省告示第 65 号）につきまして、一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。



第十六改正日本薬局方正誤表（その4）

1. 一般試験法

該当箇所	頁	行	正	誤
9.41 試薬・試液 キノノーゲン	174 左	↑ 8	$= B_R \times 0.96$	$= B_R \times 0.0096$
9.41 試薬・試液 ケノデオキシコール酸, 薄層クロマトグラフィー用	181 右	↓ 12	<p>・・・クロロホルム/エタノール (95) 混液 (9 : 1) に溶かし, 正確に 250mL とし試料溶液とする。この液につき, 薄層クロマトグラフィー (2.03) により試験を行う。試料溶液 10μL を薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次にクロロホルム/アセトン/酢酸(100)混液(7 : 2 : 1)を展開溶媒として約 10cm 展開した後, 薄層板を風乾する。更に 120°C で 30 分間乾燥後, 直ちにリンモリブデン酸 n 水和物のエタノール(95)溶液(1→5)を均等に噴霧し, 120°C で 2~3 分間加熱するとき, R_f 値約 0.4 の主スポット以外のスポットを認めない。</p>	<p>・・・クロロホルム/エタノール (95) 混液 (9 : 1) に溶かし, 正確に 250mL とした液 10μL につき, 「ウルソデオキシコール酸」の純度試験(4)を準用し, 試験を行うとき, R_f 値約 0.4 の主スポット以外のスポットを認めない。</p>
9.41 試薬・試液 コール酸, 薄層クロマトグラフィー用	183 右	↑ 9	<p>・・・アセトンに溶かし, 正確に 250mL とし試料溶液とする。この液につき, 薄層クロマトグラフィー (2.03) により試験を行う。試料溶液 10μL を薄層クロマトグラフィー用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次にクロロホルム/アセトン/酢酸(100)混液(7 : 2 : 1)を展開溶媒として約 10cm 展開した後, 薄層板を風乾する。更に 120°C で 30 分間乾燥後, 直ちにリンモリブデン酸 n 水和物のエタノール(95)溶液(1→5)を均等に噴霧し, 120°C で 2~3 分間加熱するとき, R_f 値約 0.1 の主スポット以外のスポットを認めない。</p>	<p>・・・アセトンに溶かし, 正確に 250mL とした液 10μL につき, 「ウルソデオキシコール酸」の純度試験(4)を準用し, 試験を行うとき, R_f 値約 0.1 の主スポット以外のスポットを認めない。</p>

2. 医薬品各条

該当箇所	頁	行	正	誤
ピリドキシン塩酸塩	1098 左	↓ 18	炭酸ナトリウムの薄めたエタノール (99.5)(3→10)溶液	炭酸ナトリウムの薄めたエタノール(3→10)溶液